

令和2年8月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和2年8月28日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所203会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項8 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告事項9 現況証明願出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより8月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、加藤清徳委員、佐藤庸子委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が2件、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしくお願いいたします。</p>

会 長	<p>それでは早速ですが、第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>8月22日、荒谷弘美委員、裕原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、西の野町地内で2筆ございまして、西の野町五丁目交差点から北西方向約50メートル、また稲葉町交差点から北西方向約50メートルに位置する田です。</p> <p>申請内容は、使用貸借による権利の設定で、借受人は、農作業経験が40年あり、トラクターやコンバイン、田植え機等の農機具を所有しています。また、通作経路図が添付されており、自宅からも近いこと、申請地は引き続き田として利用すること、自身の所有する農地も耕作していること、本市の下限面積20アールを満たしていることなどから、許可基準を満たしているものと判断し、調査員としては許可相当と考えます。</p> <p>調査結果の報告は以上です。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1について許可することに決定しました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査報告をお願ひします。</p>
水野洋子 委 員	<p>8月22日、松原八壽雄委員、佐藤庸子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、北原山町地内で2筆ございまして、旭丘小南の交差点の北西側に位置しています。</p> <p>2筆の農地の間には排水路があり、これまではオペレーターが耕作してございまして、北側の農地から入田し、排水路に敷いた鉄板を渡って南側の農地へ入田してございました。</p> <p>申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は農地を手放したい、譲受人は営農規模拡大との理由であり、譲受人は自己所有地の田を耕作しており、水稻耕作に必要な農機具はすべて所有してございます。高齢ではありますが、可能な限り営農を継続するとの意向でした。</p> <p>以上のことから、許可基準を満たすと判断し、調査員としては許可相当と考えます。よろしくご審議お願ひします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございせんか。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>調査報告の補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲受人が農地を買うことに関して、水稻で採算をとろうとすると相当な期間がかかることは承知の上なのか、借用でもよいのではないかという点について確認してまいりました。</p> <p>譲受人の所有する農業機械は大型でかなりの余力があり、経済性に関わらず規模拡大をしたいとのことでした。また、借用については、譲渡人が買い上げを希望しているためとのことでした。</p> <p>また、高齢ではありますが、10年20年先には娘が引き継いで耕作を継続したいとのことでした。</p>
若杉 満 委 員	<p>2筆のうち北側の農地は、分筆されているでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の売買にあたって分筆してございます。東側は畑で、分筆後の西側の田を引き渡すという申請内容です。</p>
裕原圭子 委 員	<p>その農地は、現在休耕地でしょうか。</p>
事務局	<p>現在休耕地となっているのは、西隣の農地です。</p>

会 長	それでは、番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2について許可することに決定しました。 続いて、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。 第17号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	8月21日、若杉満委員と現地を調査しました。 申請地は、晴丘町地内、中央通りの南栄町交差点から南東方向約500メートルに位置しており、北側は晴丘13号線を挟んで工場、西側は道路を挟んで高校のグラウンドがあります。周辺の状況としましては、周囲に住宅はなく、東側、西側、北側は道路で、南西側は畑、南東側は資材置場に接しています。 申請内容としましては、転用目的は、事業拡大により手狭となった重機や建設車両を停めるための駐車場で、所有権移転により使用します。転用理由としては、既存の事業拠点から近いこと、手狭となった大型車両の駐車及び積載する十分なスペースがあること、高速インターチェンジからの交通利便性が高いことが挙げられます。 また、南側農地との境界にU字溝を設置するほか、洗車場排水については油水分離柵を設置し、雨水とともに北西側道路側溝へ排水する計画となっていることから周辺農地への影響はないものと考えます。法面が高いため、異常気象による大雨などの影響も考えられますが、万一周辺農地へ影響を及ぼした場合は当方で責任をもって解決するとの一文もあることから、やむ得ないと判断しました。 以上のことから調査員としては許可相当と考えます。 若杉委員から何か補足説明があればお願いします。

若杉 満 委 員	<p>申請地は、過去に粘土採取のための一時転用があったところで、現在は休耕地で草が覆い茂っています。</p> <p>洗車場からの排水には油水分離槽を経て浄化して放流するなど、排水に関する配慮がされており、万一の場合の記載もあることから許可相当と考えます。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
杉原圭子 委 員	譲受人の会社は、過去に近隣市で問題があったと聞いています。市内でも本会社の資材置場は多いように感じます。許可にあたり、慎重に判断すべきではないですか。
松原八壽雄 委 員	本件は、農地から農地以外のものへ転用する内容ですが、現状が農地に見えません。審議にあたって、考慮すべきですか。
事務局	<p>申請地は、現在遊休農地となっておりますが、本件の審査においては、許可申請内容の目的実現の確実性や周辺農地への被害防除措置について、審議していただくものと考えます。</p> <p>申請者の起こした過去の問題にとらわれず、許可申請書上に記載されている内容について審議していただくものと考えます。</p>
松原八壽雄 委 員	隣接農地への影響など、どこまで我々が考慮すべきですか。例えば、洗車場からの排水について、適切に処理されるかどうかをどのように判断すればよいですか。
事務局	許可申請書上に記載されている内容での判断で構いません。また、排水に関しては市土木管理課、水質に関しては市環境課が対応すべきものと考えます。
荒谷弘美 委 員	審議にあたって、考慮すべき範囲はどの程度ですか。例えば、申請地付近は、高校の通学路で交通安全上の危険が考えられます。
事務局	農業委員会の審議の範囲外であると考えます。あくまで、農地転用の申請内容が適当であるかを判断していただくものと考えます。
飯沼勝則 委 員	審議内容ではないと考え、調査報告では申し上げませんでした。申請書には、低騒音車両の導入や低速走行等の配慮をし、苦情等には真摯に対応するとの一文があることから、住宅街や通学路など、近隣への配慮は十分なされるものと判断しました。
松原八壽雄 委 員	農地中間管理事業を活用して農地を農地として活用するという可能性はあったのではないのでしょうか。農地転用の審議だけでなく、そういったことを考慮する必要はありますか。
事務局	本件の審議において考慮する必要はありませんが、遊休農地があれば、市や農業委員会が介入して、中間管理機構等を活用して最適化をしていくべきと考えます。

裕原圭子 委 員	周辺道路の幅員はどの程度ですか。大型車両が通ることができませんか。事故の危険性が考えられます。
事務局	東側で5.4 m程度、北側で4.1 m程度です。申請地東側からであれば通行は十分可能と考えます。 申請書には、近隣へ配慮するとの記載もあることから、今後様子を見ていくこととなります。
会 長	許可にあたって、条件を添えることはできますか。
事務局	許可に条件を付けることはありますが、本件については事業者の責任問題であり農地法の関与するところではないため、条件は付けられないと考えます。
会 長	事務局からの補足説明もありましたが、それではここで採決を取らせていただきます。第17号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手多数】
会 長	挙手多数により、第17号議案について許可することに決定しました。
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項8「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	それでは、報告事項8「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条による届出が、9件で4,999.75平方メートル、主な概要は、大久手町地内外で、一般個人住宅6件、露天駐車場2件、葬儀会館1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	続きまして、報告事項9「現況証明願出の専決について」事務局より説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、報告事項9「現況証明願出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>現況証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、現況が農地以外のものであることを農業委員会が証明するものです。</p> <p>それでは、調書の説明に入ります。</p> <p>【調書説明】</p> <p>証明の基準につきましては、「尾張旭市現況証明事務処理基準」に基づいて判断しています。</p> <p>判断の基準としましては、願出前20年間以上、建築物が立っており、それを建物登記簿謄本と国土地理院が発行した過去の航空写真にて確認がとれたため、要件を満たし、既に事務局長の専決処分にて証明したことを報告します。</p> <p>説明は、以上です。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
松原八壽雄 委 員	意味が分かりづらいため、補足説明をお願いします。
事務局	<p>補足説明させていただきます。</p> <p>市街化調整区域内の農地転用の許可申請にあたっては、農業委員会に意見を求めています。市街化区域内の農地転用については、届出書を事務局にて受理しています。</p> <p>現況証明は、農地法の規定に基づいたものではありませんが、地目が農地のまま現況が農地以外になって20年以上経過しているものについて、既に農地性が失われているものとして証明するものです。</p>
森下幸夫 委 員	通常は、開発許可申請や確認申請が必要であると思いますが、それがなかったということですか。
事務局	当時に申請がなされていたかまでは分かりませんが、本来は農地法上の許可を受けるべきものであったと認識していただければと思います。
荒谷弘美 委 員	市街化区域内の農地転用について、地元が反対して取消になることはあり得ますか。
事務局	そういった理由で取消にはなりません。
会 長	他に質問はありませんか。
松原八壽雄 委 員	定例総会での審議内容ではないかもしれませんが、先ほどの第16号議案について、番号2の譲受人から地元での水利調整について相談を受けました。通常、通水は5月3日頃ですが、今後コシヒカ

	<p>リを作付けするため、それよりも早くに水が欲しいという内容でした。年々、水利技術は向上し、田も減っているため、以前よりも水が自由に使えないでしょうか。</p>
事務局	<p>農業用水については愛知用水との調整になるかと思いますが、通水期間よりも前に水を流すことはできないと聞いています。しかし、ため池の水については、管理区長などに相談し地元でよく調整したうえで、判断すべきであると考えます。</p>
若杉 満 委 員	<p>愛知用水や農協、実行組合等と調整していく必要があるかと思えます。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>2点ございます。1点目は、スケジュールの確認でございます。</p> <p>来る9月9日(水)、稲沢市民会館にて令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。移動のマイクロバスが市役所正面玄関前から正午に出発しますので、出席される委員の方は正午までにお集まりいただきますようお願いいたします。なお、昼食は各自済ませてからお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目は、農業委員会活動記録セットについてです。活動記録セットの7月分、8月分について、総会終了後に回収させていただきます。お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもって、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会定例総会は9月28日(月)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもって本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>